

健康通信

移植医療と臓器提供



救急集中治療科医師

安田 祐真

臓器提供とは

皆さん、移植医療や臓器提供について、ご家族と話をしたことがありますか？移植医療には、治療を受ける患者さん以外の方（ドナー）からの臓器提供が不可欠です。この臓器提供には、健康な方からの提供（生体移植）以外に、亡くなった方からの「脳死後の提供」と「心臓が停止した死後の提供」の3種類があります。

脳死という言葉は聞き慣れないかもしれませんが、脳死とは、脳の全ての機能が失われて回復しなくなった状態をいい、脳死になると残念ながらもどような治療を行っても回復することはない、やがて心停止に至ります。日本で

は脳死での臓器提供を前提とした場合に限り、脳死の判定が行われます。

提供できる臓器と条件

「脳死後の提供」と「心臓が停止した死後の提供」では提供できる臓器に違いがあり、「脳死後の提供」では心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球が、「心臓が停止した死後の提供」では腎臓、脾臓、眼球が提供可能です。

実際に臓器が提供できるかどうかは、様々な条件の中で決まります。「脳死後の提供」を希望する場合、条件のひとつに入院した病院がガイドラインで定められている臓器提供施設であることが含まれます。「脳死後の臓器提供

供」を行うことができる施設は全国に約900施設あり、小牧市民病院もそのうちのひとつです。これまでに国内で833例の脳死臓器提供が行われており、そのうち5例が当院で行われています（2022年4月20日時点）。

また、「脳死後の臓器提供」を希望されるドナーの方が無事に摘出手術を受けていただくためには、高度な集中治療が必要不可欠です。当院では救急集中治療科のスタッフと各専門科が協力しながら治療にあたっています。

臓器提供の意思表示

臓器移植に関して、私たちは4つの権利を持っています。それは、臓器を「提供する」もしくは「提供しない」「提供しない」権利です。臓器提供に関する意思表示については、運転免許証の裏側などでご覧になられたことがある方も多いのではないのでしょうか？最近では運転免許証以外にマイナンバーカードや健康保険証、臓器提供意思表示カードなどで臓器提供に関する意思表示することができます。臓器を「提供する」意思も「提供しない」意思も等しく尊重される意思ですが、脳

死後や心停止後の臓器提供では、ご自身の意思に加えてご家族の承諾が必要となります。また、ご本人の意思が不明な場合はご家族が臓器提供をしないか決断することとなります。それぞれの意思が尊重されるために、またご家族がご本人の意思を尊重しながら決断することができるとともに、自分の意思について事前に話し合っておくことが大切です。日本臓器移植ネットワークの調査によると、35・4%の方が臓器移植について家族と話し合ったことがあるそうです。ぜひ皆さんもご家族と話し合ってみてください。



（1、2、3、いずれかの番号を○で囲んでください。）

- 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植のために臓器を提供します。
- 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

（1）又は（2）を選んだ方で提供したい臓器があれば、×をつけてください。
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

【特記欄：】

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：